

諮問番号：諮問第 195 号

答申番号：答申第 195 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「政令」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳障害等級変更申請（以下「本件申請」という。）に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

処分庁から本件処分を受けた。実際は自律神経失調症に“精神病を示す”ことが含まれているが、その理由を請求傷病が軽度知的障害と自律神経失調症のみだったためとしている。

しかし、その病気をきっかけに摂食障害、パニック障害、うつ病などを発症しており、現在も治っていない。また、対人恐怖症もある。年金手帳は 2 級で受給している。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、日本年金機構に審査請求人の年金に関する照会を行い、審査請求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者に該当しないことを確認している。よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第 3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。

以下「法」という。)第45条第1項及び政令第9条第1項の規定により提出した障害者手帳申請書(障害等級変更)(以下「本件申請書」という。)の添付書類として、医師の診断書ではなく、令和4年3月24日付け国民年金・厚生年金保険年金証書(以下「本件年金証書」という。)の写しを提出しており、これは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)第28条の準用する省令第23条第2項第2号の「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」として提出されたものと解されるどころ、これについて、処分庁は、日本年金機構中央年金センター長に対し、審査請求人の年金に関する照会を行い、令和4年5月10日付け及び同月31日付けの回答書(以下「本件各回答書」という。)を受領している。

本件各回答書には、本件年金証書に係る障害の等級が「2級」であり、障害年金の受給については「受給中」であることが記載されているが、傷病名は「軽度知的障害、自律神経失調症(F70、G909)」と記載されている。

法第5条は、精神障害者を統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者としており、法第45条第1項は、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の交付を申請することができる者のうち、知的障害者を除いている。

本件年金証書に係る傷病名である「軽度知的障害(F70)」は知的障害であり、「自律神経失調症(G909)」は神経系の疾患であることから、いずれも法第45条第1項に規定する「精神障害者」に該当しない。

したがって、本件年金証書の写しは、精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写しに該当しないことが認められる。

そうすると、本件申請は、必要な書類の添付を欠くものであるから、処分庁が審査請求人の手帳の障害等級の変更申請を拒否したことは相当であり、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、「摂食障害、パニック障害、うつ病などを発症しており、現在も治っていない。また、対人恐怖症もある。」として、精神障害を有している旨の主張をしている。

しかしながら、本件申請書に添付されているのは、本件年金証書の写しであることから、処分庁としては、本件年金証書の写しが精神障害を支給事由とする給付を現に受け

ていることを証する書類の写しに該当するか否かを確認することとなる。そして、処分庁が日本年金機構中央年金センター長に対して2回にわたって照会したところ、本件各回答書には、審査請求人が主張するような病名の記載やそのような病名の存在が疑われるような記載はない。

したがって、処分庁が、審査請求人は精神障害を支給事由とする給付を現に受けていないと判断したことに不合理な点は認められず、審査請求人のこの主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年3月6日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年5月11日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件申請書の添付書類として本件年金証書の写しを提出しており、これは省令第28条において準用する省令第23条第2項第2号の「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」として提出されたものと解される。

処分庁は、審査請求人の年金について、日本年金機構中央年金センター長に照会を行い、本件年金証書に係る障害の等級は「2級」、障害年金は「受給中」、傷病名は「軽度知的障害、自律神経失調症（F70、G909）」であるとの回答を得ている。

本件年金証書に係る傷病名である「軽度知的障害（F70）」は知的障害であり、「自律神経失調症（G909）」は神経系の疾患であることから、いずれも法第45条第1項に規定する「精神障害者」に該当しない。

よって、審査請求人は、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者に該当しないことが認められることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して

は弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也